



月報 ハローワーク徳山

令和4年11月

徳山公共職業安定所

〒745-0866

周南市大字徳山7510-8

TEL (0834) 31-1950



山口県の最低賃金



知っていますか？ 自分の最低賃金。



山口県最低賃金	時間額	効力発生日	○山口県最低賃金は、常用・パートタイマー・アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	888円	R4.10.13	

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外となる業種等 (※適用除外となる場合、山口県最低賃金が適用されます)	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、 非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	1,024円	R4.12.15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	948円		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検査、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	985円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	907円			○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店（デパート）及び総合スーパーであって、従業者が常時50人以上のものを含みます。
- 注2) 次の手当等は最低賃金に算入しません。

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当	②時間外、休日及び深夜の割増賃金
③臨時に支払われる賃金	④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

賃金上げを支援する助成金「業務改善助成金」を利用しましょう。

業務改善助成金は、生産性を向上させ事業場内最低賃金を一定額以上引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）へ



最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

- | | | | |
|-------------|------------------|-------------|------------------|
| ● 下関労働基準監督署 | TEL 083-266-5476 | ● 岩国労働基準監督署 | TEL 0827-24-1133 |
| ● 宇部労働基準監督署 | TEL 0836-31-4500 | ● 山口労働基準監督署 | TEL 083-922-1238 |
| ● 徳山労働基準監督署 | TEL 0834-21-1788 | ● 萩労働基準監督署 | TEL 0838-22-0750 |
| ● 下松労働基準監督署 | TEL 0833-41-1780 | | |

職業紹介業務取扱状況

一般職業紹介状況(パートを含み、学卒を除く)

項目		令和4年11月	令和4年10月		令和3年11月
			うち男		
求職	新規求職申込件数	349	145	416	371
	中高年齢者	194	91	228	185
	雇用保険受給者	49	18	80	57
	月間有効求職者数	1,798	786	1,898	1,733
	中高年齢者	986	490	1,033	945
	雇用保険受給者	493	185	555	557
紹介	紹介件数	345	157	412	360
	中高年齢者	188	92	225	199
	雇用保険受給者	74	25	88	78
就職	就職件数	154	75	153	144
	中高年齢者	80	40	86	74
	雇用保険受給者	38	21	42	32
求人	新規求人数	1,041	/	1,061	948
	月間有効求人数	2,799		2,755	2,530
	充足数	158		151	148
分析	有効求人倍率	1.56		/	1.45
	新規求人倍率	2.98	2.55		2.56
	就職率(%)	44.1%	36.8%		38.8%
	充足率(%)	15.2%	14.2%		15.6%

パート職業紹介状況

項目	令和4年11月	令和4年10月		令和3年11月
		うち男		
新規求職申込件数	172	45	174	158
月間有効求職者数	801	247	826	770
新規求人数	403	/	356	355
月間有効求人数	981		961	869
紹介件数	149	44	158	136
就職件数	67	21	73	66
充足数	69	/	72	65

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。(巻末のグラフも同様)

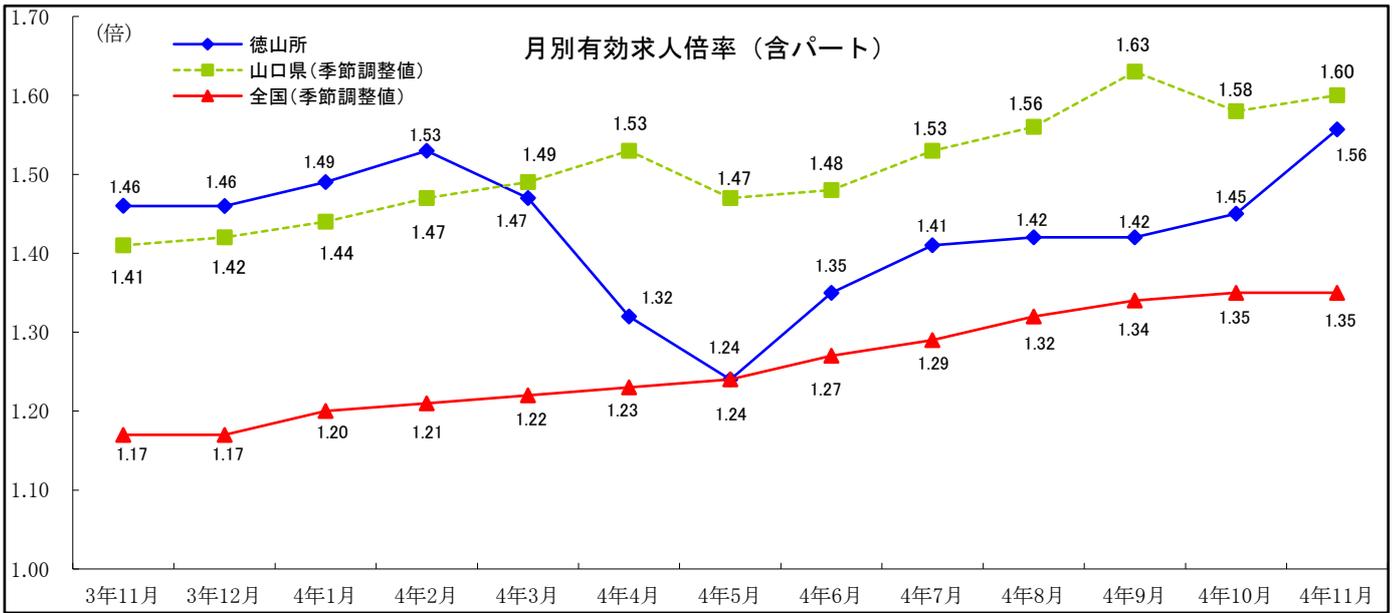
雇用保険業務取扱状況

(支給金額の単位は千円 : 百円の位を四捨五入)

項 目		令和4年11月		令和4年10月	令和3年11月	
			うち男			
適 用	月末適用事業所数	2,462	/	2,460	2,467	
	新規適用事業所数	5		11	2	
	廃止事業所数	5		2	3	
	月末被保険者数	44,996	27,807	45,127	45,611	
	資格取得者数	367	203	505	411	
	資格喪失者数	492	234	499	413	
	離職票交付枚数	405		375	346	
給 付	受給資格決定件数	87	39	97	85	
	基本手当	初回受給者数	73	29	76	95
		受給者実人員	321	119	374	365
		支給金額	39,638	17,010	45,570	43,639
	高年齢求職者給付金	受給者数	22	13	33	37
		支給金額	4,169	2,472	7,190	7,337
	再就職手当	支給人員	32	14	35	16
		支給金額	11,655	6,214	12,048	6,520
	就業促進定着手当	支給人員	13	7	7	10
		支給金額	2,746	1,726	1,139	1,944
	常用就職支度手当	支給人員	0	0	0	0
		支給金額	0	0	0	0
雇 用 継 続 給 付	高年齢基本給付金	受給者実人員	572	517	594	647
		支給金額	16,017	14,736	15,244	17,783
	高年齢再就職給付金	受給者実人員	0	0	2	1
		支給金額	0	0	31	15
	育児休業基本給付金	受給者実人員	311	24	387	293
支給金額		39,980	3,922	50,318	38,938	
介護休業給付金	受給者数	2	1	3	2	
	支給金額	513	190	529	246	
一 般 教 育 訓 練 給 付	受給者数	2	2	5	11	
	支給金額	153	153	421	438	

労働市場の動き

(令和4年11月)



* 全国、山口県の数値は季節調整値。令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

